

MT300 デジタル圧力計 <専用モデル>

基準電気式圧力計

(届出製造・修理事業者、適正計量管理事業所向け)

概要

アネロイド型圧力計の検定等に用いる計量器(基準器)のうち水銀を使用しているものの代替となる **基準電気式圧力計**

メリット

- 水銀の取り扱いによる **健康リスクの払拭**
- デジタル化による **検定業務の自動化を実現**

内容

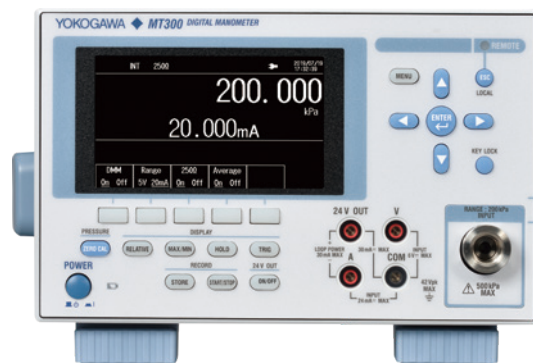
- 本特注仕様品は、下記モデルがベースとなります。

MT300-G03-U1-P□-D/□...

“-G03”(200kPa、ゲージ圧モデル)以外は選択不可。“/R1”オプションは付加できません。
その他の付加仕様は任意に選択可能です。

- 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、産総研)による **基準器検査付き**。
基準器検査合格証印プレートが貼付されます。

- 基準器検査用 **JCSS 校正証明書付き**
計量法関係手数料規則第5条のただし書きにおける減額を受けるための添付書類



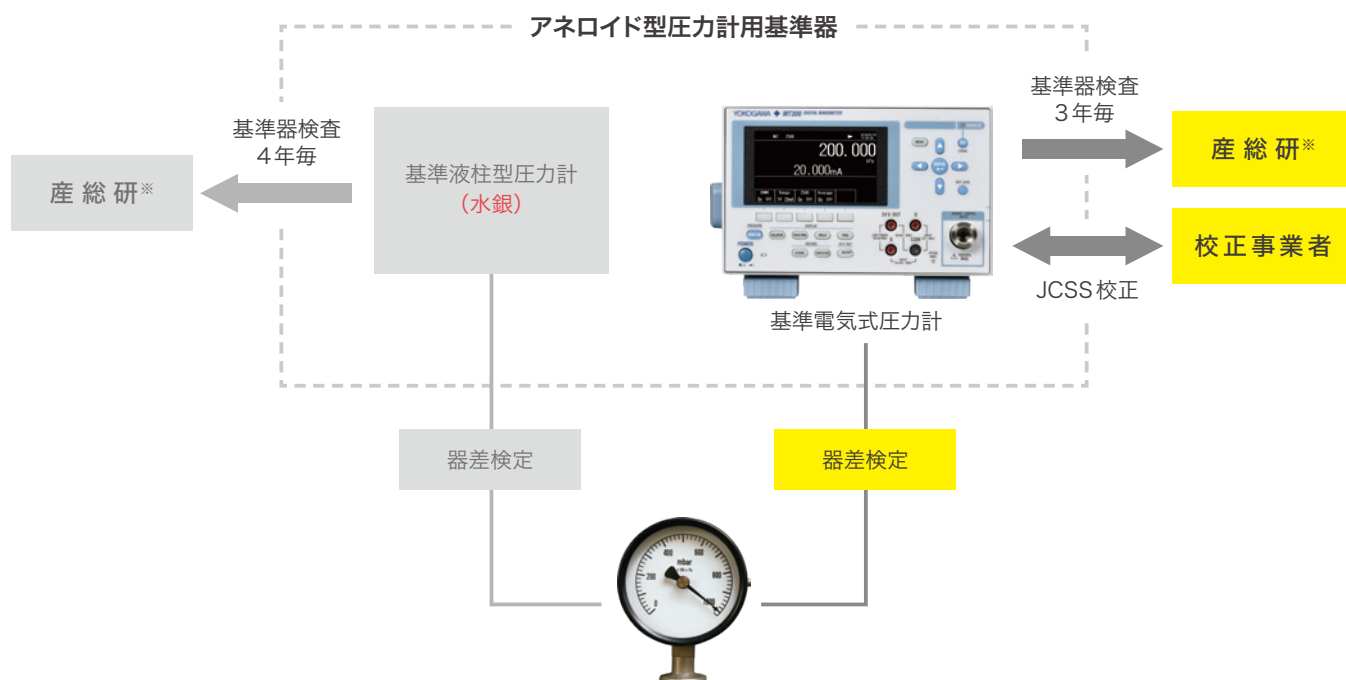
基準電気式圧力計

圧力の範囲 : 0 kPa ~ 200 kPa

目量 : 0.001 kPa

器物番号 :

横河計測株式会社



JCSS 校正証明書の添付

<国立研究開発法人産業技術総合研究所 ホームページより引用>

- 計量法103条第3項ただし書きの規定により、当該計量器の器差が経済産業省令で定める基準に適合するかどうかを定める場合であって、当該申請に係る基準器について基準器検査規則に定める器差の検査を行わないことにより、手数料の減額を受けることができます。

- 添付するJCSS校正証明書は以下の要件を満たすものに限りです。

JCSS校正証明書(第144条第1項の登録事業者が交付した証明書)が添付された場合には、校正証明書に記載された測定結果のうち計量器の表示する物象の状態の量と法第134条第1項の規定による指定に係る計量器の現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差が前項の基準器公差を超えず、かつ、当該証明書に記載された測定の不確かさが基準器公差の1/3を超えないもの。

※ただし、JCSS校正証明書の発行日から30日未満のもので、不確かさは拡張不確かさ($k=2$)の値を意味する。

- 【お客様にご提出していただく書類】
- 基準器検査申請書
 - 基準器検査規則第2条に定める者を確認するための書類

YOKOGAWA ◆

横河計測株式会社

本 社 〒192-8566 東京都八王子市明神町4-9-8
TEL:042-690-8811 FAX:042-690-8826
ホームページ <https://www.yokogawa.com/jp-ymi/>

製品の取り扱い、仕様、機種選定、応用上の問題などについては、
カスタマサポートセンター ☎0120-137-046 までお問い合わせください。
E-mail : tmi-cs@csv.yokogawa.co.jp
受付時間：祝祭日を除く、月～金曜日／9:00～12:00、13:00～17:00

お問い合わせは

YMI-N-MI-M-J01